

議案第30号

上越市道路占用料等徴収条例の一部改正について

上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出

上越市長 中川 幹太

上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上越市道路占用料等徴収条例（昭和46年上越市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 1年	43円		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58円		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120円		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			290円		
	外径が1メートル以上のもの			580円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	960円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		を
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
上空に設ける通路		970円				
地下に設ける通路		580円				
その他のもの		960円				

」

「

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 1年	43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			58円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			120円
	外径が0.4メートル以上1メ			290円

	一トール未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの				580円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		10円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	770円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	480円
			地下に設けるもの		290円
	その他のもの				960円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	960円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路			970円
		地下に設ける通路			580円
	その他のもの				960円

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占有料について適用し、同日前に徴収すべき占有料については、なお従前の例による。